令和5年度 御嵩町

中地区 ごみ・資源物収集日程と分別品目

	収集日
可燃ごみ	毎週月・木曜日

★可燃ごみは祝日等も収集します。（ただし、12月31日から1月3日までは収集しません。）
★可燃ごみは町指定ごみ専用袋で**必ず自治会・氏名を書いて当日の朝8時までに**可燃物集積所へ出してください。
★**夜は絶対に出さないでください。**ごみ集積所の付近の人が大変迷惑をします。

不燃ごみ（金物類・ガラス類）・粗大ごみ・資源物・特別ごみ収集日

種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
資源物分別収集	16日		18日		20日		15日		17日		18日	
金物類・ガラス類・粗大ごみ	21金	19金	23金	21金	18金	22金	20金	24金	22金	19金	23金祝	22金
プラスチック製容器包装	6木 20木	4木祝 18木	1木 15木	6木 20木	3木 17木	7木 21木	5木 19木	2木 16木	7木 21木	4木 18木	1木 15木	7木 21木
乾電池・陶磁器類			16金						15金			
乾電池・蛍光管・水銀体温計	御嵩町役場・各地区公民館にて随時回収（閉庁時・休館日を除く）											

★金物類・ガラス類・陶磁器類およびプラスチック製容器包装は町指定の専用袋、粗大ごみは町指定シールで**必ず自治会・氏名を書いて当日の朝8時までに**不燃物集積所へ出してください。
★資源物は各自治会・アパートの分別ステーションへ出してください。
★**夜は絶対に出さないでください。**まちがったごみや資源の出し方をするとごみ集積所や分別ステーション付近の人が大変迷惑をします。
★ごみ集積所や分別ステーションは各自治会・アパートの管理です。

資源物分別収集対象品目（15品目）

資源物の収集時間は各自治会・アパートで決められた時間です。

①スチール缶

②アルミ缶

③無色ペットボトル

④有色・その他ペットボトル

⑤無色（透明）びん

⑥茶色びん

⑦その他色びん

⑧再利用びん（リターナブルびん）

⑨ダンボール

⑩新聞紙

⑪雑誌類（新聞広告を含む）

⑫飲料用紙パック

⑬その他紙製容器包装

⑭家庭用廃食油

⑮古着類

●**缶**（食品用に限ります）
■潰さないでゆすいで出してください。
■油の入っていた缶は出せません。

●**ペットボトル**（食品用に限ります）
■潰さないでゆすいで出してください。
■キャップやふたははずしてください。
■ラベルははがして出してください。

●**ガラスびん**（食品用に限ります。ガラスびん以外は出せません）
■ゆすいで出してください。
■ラベルはとらないでください。
■化粧品や油の入っていたびんは、不燃ごみガラス類に出してください。
■割れていても出せます。
■キャップやふたははずしてください。

●**紙類**（ひもで十字にしばってください）
■紙パックは、内側にアルミニウムを使用せず、500ml以上のものが対象です。
■ダンボールなどについているビニールテープなど、取れるものは取ってから出してください。

●**家庭用廃食油**（機械油等非食品の油は出せません）
■空きペットボトルに入れてキャップをして出してください。

●**古着類**
■洗ってから出してください。
■ボタン、ファスナーやジッパー等は取らないでください。
■濡れたもの、汚れのひどいもの（ペンキや油汚れなど）、破れたものや臭いのひどいものはごみで出してください。
■濡れないように、中身の見えるビニール袋に入れて出してください。

プラスチック製容器包装対象品目 このマークが目印です。

廃プラスチック（透明・半透明な食品用容器）

発泡トレイ・発泡スチロール

あみ、ネット類

カップ類

袋類

ボトル・チューブ類

※プラスチック製容器包装は、指定袋に入れて出してください。
※指定袋を出す場所は、各自治会（アパート）の不燃ごみの集積場です。（一部異なる場合があります。）
※指定袋は、スーパー、コンビニなど御嵩町指定ごみ袋取扱店又は御嵩町役場住民環境課、役場出張所で販売しています。
※汚れが落ちない場合は、可燃ごみとして出してください。
※プラスチックの製品（歯ブラシ、ハンガー、おもちゃ、カゴ等）は容器包装ではないため、可燃ごみとして出してください。
※ペットボトルは自治会の分別収集に出してください。

町では収集しないごみ

次のものは収集ができません。販売店等に引取ってもらうか、専門業者に相談してください。

家電6品目（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）、揮発油（ガソリン・ベンジン・シンナー等）、灯油、廃油類、花火、火薬類、多量の発炎筒、トナー、多量の草木類、タイヤ、オートバイ、エンジン、バッテリー、モーター、原付自転車、エンジン付農機具、消火器、塗料、塗料の入った缶、浄化槽、プロパンガス、ボンベ、ピアノ、農薬、殺虫剤、容器入りの薬品、注射針、有害性のある薬品類の容器、注射筒、点滴用チューブ、試験管、汚物、汚泥、動物の死骸、鉄骨材（形鋼 厚さ5mm 幅4cm 長さ1m以上のもの）、火災・爆発等の危険性があるもの、鉄材（厚さ6mm 幅30cm 長さ50cm以上のもの）、薬品、医療廃棄物、多量の角材・廃材等（直径10cm 長さ1m以上のもの）、電動自転車、破砕処理できないもの等

問合せ先 御嵩町役場住民環境課 環境整備係 電話 0574-67-2111 裏は「資源とごみの出し方」です。

PRINTED WITH SOY INK この印刷物は再生紙を使用しています。